

第 編 その他

# 20 ~ 25 その他

22 直接国税犯則事件

## 22 直接国税犯則事件

## (1) 起訴事件数

区 分	前年からの繰越未決件数		本年の起訴件数		計		計 の 内 訳							
							有罪件数		無罪件数		公訴権消滅件数		未決件数	
	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件
申告所得税	-	4	-	7	-	11	-	9	-	-	-	-	-	2
法人税	-	X	-	14	-	X	-	6	-	-	-	-	-	X
その他	-	X	-	-	-	X	-	X	-	-	-	-	-	-
合計	-	X	-	21	-	X	-	X	-	-	-	-	-	X

調査対象：国税犯則取締法に基づいて調査した直接国税犯則事件

調査期間：平成 15 年 1 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日まで

(注) 外書きは、控訴審において一審差戻しの判決があり、増加した未決件数を示す。

## (2) 有罪事件に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せられたものの人員	罰 金	
		人 員	金 額
	人	内 人(社)	千円
申告所得税	9	9	165,000
法人税	3	-	89,000
その他	X	X	100,000
合計	X	X	354,000

(注) 内書は、懲役刑が併科された人員数を示す。

## (3) 有罪事件の犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他				
該当条項	件 数	該当条項	件 数	該当条項	件 数			
	外	件	外	件	外	件		
第 238 条	-	9	第 159 条	-	6	ほ脱犯規定	-	X
第 244 条	-	-	第 164 条	6	-	両罰規定	X	-
合計	-	9	合計	6	6	合計	X	X

(注) 1 この表は、「22(1)起訴件数」の「有罪件数」を違反行為の該当条項別に示したものである。

2 外書きは、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数を示す。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税を示す。